

# 入 札 案 内 書

「令和3年度公用車リース（軽トラック）」  
に関する条件付一般競争入札  
(最低価格落札方式)

粕屋町役場 都市政策部 上下水道課

※新型コロナウイルスによる感染防止の観点から、本入札の手続きは郵送での  
ご対応とさせていただきます。ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

公用車のリース

※詳細については仕様書を参照すること。

### (2) 納入場所

粕屋町役場（粕屋町駕与丁一丁目1番1号）

### (3) 納入期限

令和3年11月1日（月）

※新型コロナウイルス等の影響により上記期間までに納入が間に合わない場合は相談の上、期間の延長を行います。

### (4) 契約期間

納入日から6年間

### (5) 契約書の作成

リース契約書を作成する。

### (6) 予定価格

事前公表しない。

## 2. 申込資格

- (1) 入札には、「粕屋町が施行する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する要綱（平成13年粕屋町要綱第2号）」に定めている有資格者名簿の登録を得ている者、かつ福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する者を資格者とします。

- (2) 入札参加にあたっては、次の留意事項を注意して、参加してください。

### 【留意事項】

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ③ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 粕屋町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

### 3. 入札の参加申込み

(1) 入札参加申込書兼受付済書提出期間

入札公告開始日から令和3年7月16日（金）17時まで ※郵送必着

(2) 提出先

粕屋町役場 都市政策部 上下水道課 管理係（庁舎1階）

(3) 提出書類等

- ・入札参加申込書兼受付済書（別添 様式第1号）1部
- ・誓約書（別添 様式第2号）1部
- ・返信用封筒 1部

※入札参加の申込みをされた者に、入札参加申込書兼受付済書の写しを返送いたします。

※入札参加申込書兼受付済書がないと入札参加できません。

※入札参加申込書兼受付済書には使用印鑑届出上の印鑑を使用してください。

### 4. 入札説明会

入札説明会は、行いません。

### 5. 辞退について

- (1) 辞退者は、辞退届（任意様式）を用い、郵送により入札の日時までに担当者に辞退届を提出すること。
- (2) 開札までに原本の提出ができない場合はFAXでの送信も可とするが、後日必ず原本を提出すること。
- (3) 辞退届提出時に当町から受領した資料全てを破棄すること。

### 6. 入札方式について

(1) 入札方法

入札書類を下記の提出期限までに郵送してください。

電子メール・FAX等によるものは受け付けません。

(2) 入札書の提出期限

令和3年7月27日（火）17時まで（郵送必着）

(3) 入札書類の作成

- ① 入札書を封入する封筒を用意し、表面に「入札書在中 令和3年度公用車リース（軽トラック）」と記入し、裏面に住所氏名を記入してください。
- ② 入札書は所定の入札書（別添 様式第3号）を使用してください。

※入札書の記入方法

(ア) 法人の所在・商号・代表者名を記入してください。

(イ) 印鑑 入札参加申込書兼受付済書に使用した印鑑を押印してください。

(ウ) 入札金額は、月額リース料金（税抜）を記入してください。

(エ) 入札書の金額訂正はできません。なお、金額以外の訂正をした箇所には訂正印を押してください。

※理由のいかんに関わらず、提出した入札書の書き換え、引き換え、撤回は認めません。

③ ①で作成した封筒に②の入札書を入れ、封をしてください。

※封をした後、印鑑で封印してください。

(入れ間違いがないか十分に確認してください。間違えた場合は、失格になります。)

④ ③で作成した封筒を、下記「郵送先」に令和3年7月27日（火）17時必着にて郵送してください。郵送する際は、「各種書留」、「配達証明」等差し出した記録が残る方法で送付し、開札が終わるまで差し出し控えを保存してください。提出期限までに到達しなかった場合、入札は辞退したものとみなします。

(4) 郵送先

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号  
粕屋町役場 都市政策部 上下水道課 管理係

## 7. 開札及び落札者の決定

令和3年7月28日（水）9時から開札します。

(1) 落札者の決定について

落札者は、入札書の記載金額で落札決定を行うものとする。また、入札書に記入されたリース料金（税抜）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。また、契約期間の中途において消費税率の改定が行われた場合は、消費税率改定後の税率により計算するものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の税抜価格を入札書に記入すること。

(2) その他

最低価格入札者の入札が無効等、何らかの理由で契約締結まで至らない場合は、原則として最低価格以上の次順位者を落札者といたします。また、最低価格が同額となった場合、入札事務に関係のない職員に「くじ」を引かせ落札者を決定いたします。

開札結果は、落札者が決定した場合、落札者のみに連絡し、後日町ホームページ

に落札者及び落札金額を掲載します。

## 8. 入札書の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札書を無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札書
- (2) 同一人がした2通以上の入札書
- (3) 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められる入札書
- (4) 入札者の押印がない入札書
- (5) 記載事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
- (6) 押印の印影が明らかでない入札書
- (7) 金額を訂正した入札書
- (8) 電報、電話、FAX、電子メール等による入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 9. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
免除とする。
- (2) 契約保証金

粕屋町財務規則第123条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付するものとする。ただし、同規則第124条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全額又は一部を免除する。

## 10. 質問について

本入札に関する質問については、別紙様式第4号「質問書」に記載し、電子メールにて送信すること。なお、受付期間外の質問や電子メール以外での質問は受付しないものとするので注意すること。

- (1) 質問受付期間

入札公告開始日から令和3年7月16日（金）17時まで

- (2) 質問先

電子メールの表題 令和3年度 公用車リース（軽トラック） 質疑書の送付（会社名）

電子メールの宛先 [josui@town.kasuya.fukuoka.jp](mailto:josui@town.kasuya.fukuoka.jp)

粕屋町役場 都市政策部 上下水道課 管理係 山村宛

入札方法等に関する一般的な質問は電話でもかまいません。

## 1 1. その他留意事項

### (1) 契約

契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として締結するものとし、翌年度以降の予算において当該契約の減額及び削除があったときは当該契約を解除する場合がある。

### (2) 経費及び遵守すべき事項

- ① 提出資料作成並びに提出に要する費用は、全て入札参加者の負担とする。
- ② 提出資料に虚偽の記載をした場合は、無効となる。
- ③ 提出書類は、返却しない。
- ④ 提出書類は公正性、透明性、客観性を期すために公表することがある。
- ⑤ 提出資料作成のために粕屋町から受領した資料等は、粕屋町の了解なく公表又は使用することができない。